

演講

金融システムの活性化をもとめて

—証券市場の新たな役割—

蠟山昌一

小山理事長 定刻になりましたので、講演会を始めます。

本日の講師は、大阪大学大学院教授の蠟山昌一先生です。蠟山先生は、皆様もよくご存じの大変高名な方ですが、恒例ですので、私から先生の略歴を簡単にご紹介させていただきます。

蠟山先生は、昭和三八年に東京大学経済学部を卒業、同大学大学院修士課程を終了されました後、昭和四五年に大阪大学経済学部助教授に、五七年には同教授に就任され、また平成六年六月からは大阪大学大学院国際公共政策研究科教授に就任され、現在に至っておられます。この間、日本銀行金融研究所客員研究員や、ロンドン大学客員教授等のご経歴もお持ちです。

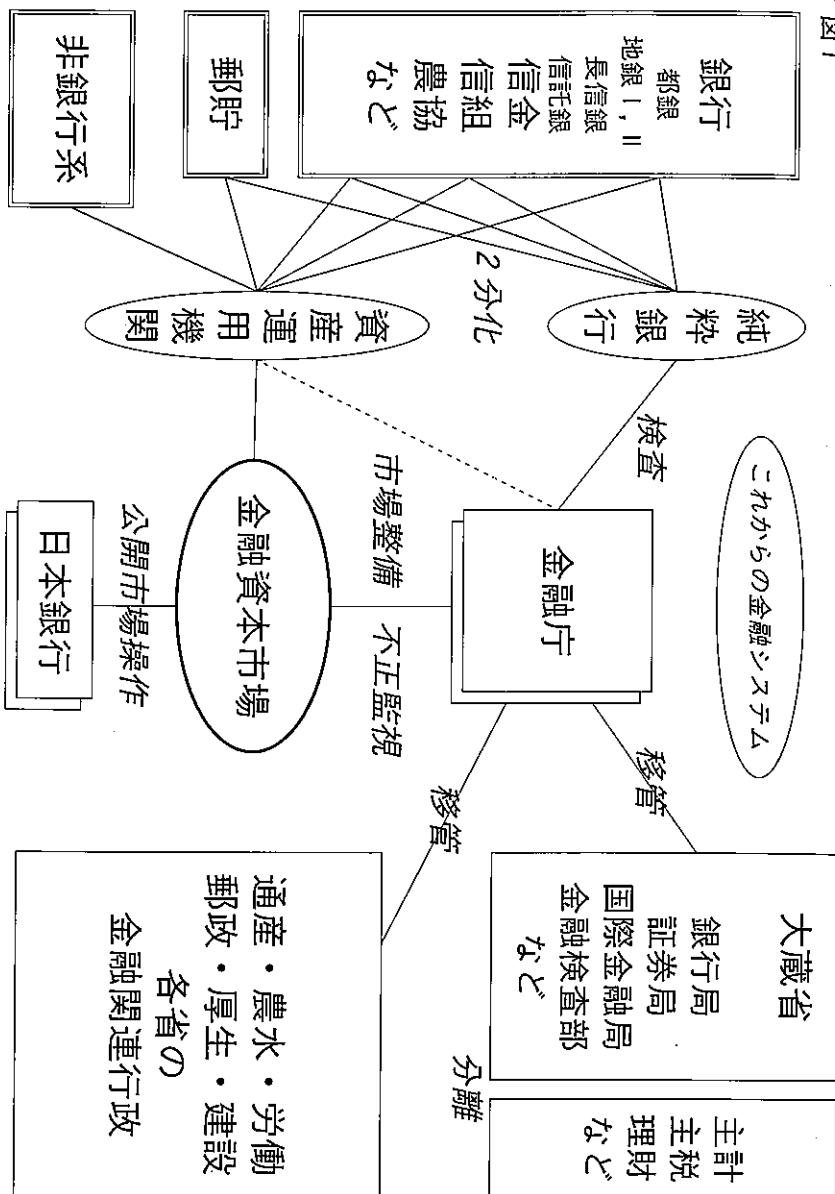
先生は、ご専門の金融論、経済政策論関係の著作、論文を数多く発表されるなど、この分野の代表的なりーダーとして活躍しておられますことは、皆様もご承知のとおりでございます。

先生は、現在証券取引審議会会長代理のほか、デリバティップ部会及びこのたび発足することになりました総合部会の部会長を、それをお務めになっておられます。また、証券局社債受渡決済制度研究会座長として、先月末発表されました報告書を取りまとめておられます。このほか金融制度調査会金融機能活性化委員会の委員長代理をお務めになるなど、各種審議会等の場で、国の政策形成に幅広く関与しておられます。

本日は、その蠟山先生に、「金融システムの活性化

やわらかい——証券市場の新たな役割——」といふテーマでお詫びただくといたしました。」(清聰)をお願いいたしました。

図二「金融システムの活性化をもとめて



口に今紹介を頂きましたが、余り評判のよくなかった大蔵省の仕事をたくさんやられておりました。授業も今七コマを教えていた火曜日と金曜日しか動けず、そのせいで東京の仕事に使っておりましたので、「あなたはほとんどの東京にこなのですか、大阪へ出稼ぎに行くところのどうか」といわれるのですが、私はやいやせぬつまむて、関西に住んで東京に通勤してこなすのがいいんだよ。

やはりば、「金融システムの活性化をもとめ」というテーマで、日本の金融は課題にいかない

山ハラハセヒタためのやくざくわしてこだわったこと頗るあります。もちろん文章にしたものをお読みの場合は若干あります。最近はOHPにとってたものが活用もあります。簡単につぶさますので、いつこつものを使しながら、かえられたテーマについてお話をやせただきます。

教壇は間にのがやらやすこのじゃが、今回はマイクが低こので、大変やりにくく面もあります。(笑)。

1、仕事問題の未解決のところ

〔金融〕五社

ここ十数年といふわれども、われながら、これが長い間に位づける金融資本市場が、日本の金融システムの一大的な柱になら、やして、競争的な市場シス

テムをどういうふうに確立するかが、最大の課題であろうと思います。それには銀行システムも当然包含されるわけですが、俗にいえば、直接金融の世界をどういうふうに確立するかにあるのではないかと思います。

ただ、こういう問題は昔からいい古されてきたわけであります。私の記憶する限りでは、金融制度調査会が、澄田銀行局長時代の一九七一年にいわゆる効率化答申をまとめまして、そこでは、市場機構という言葉が正面から取り上げられ、市場機構の活用、適正な競争原理の導入がうたい文句になつたのではないかと記憶しております。しかし、そのころの競争原理とかあるいは市場メカニズムという点は、ある意味ではうたい文句にすぎないものであります。ちょうど効率化答申のあたりに設立された住宅金融専門会社の今日の状態あるいは今日に至るまでの過程を考えてみます

金融システムの活性化をもとめて
ニズムを活用する方向で政策が誘導される、あるいはそうした環境をつくり上げることに成功していなれば、いわば市場をうまく活用しようといふ考え方で住専に対処していたならば、住専問題は恐らく違つた展開をとつたのではないかと思ひます。

どうしたことかといえば、不動産の証券化あるいは住専のさまざまな担保付貸し出しの証券化をもつと活用することが、市場メカニズムを生かしながら住宅金融を充実させる途ではなかつたかと思われます。確かに、住宅ローン債権信託あるいは抵当証券とか、不十分な形でありましたが、直接住専がマーケットから資金を調達する途が与えられましたけれども、それはごくわずかであつて、結局は母体行、一般行あるいは農協からの資金の借り入れを通じてしか、住宅金融専門会社は資金調達の途を持つていなかつたわけであります。

ニズムを活用する方向で政策が誘導される、あるいはそうした環境をつくり上げることに成功していなれば、いわば市場をうまく活用しようといふ考え方で住専に対処していたならば、住専問題は恐らく違つた展開をとつたのではないかと思ひます。

どうしたことかといえば、不動産の証券化あるいは住専のさまざまな担保付貸し出しの証券化をもつと活用することが、市場メカニズムを生かしながら住宅金融を充実させる途ではなかつたかと思われます。確かに、住宅ローン債権信託あるいは抵当証券とか、不十分な形でありましたが、直接住専がマーケットから資金を調達する途が与えられましたけれども、それはごくわずかであつて、結局は母体行、一般行あるいは農協からの資金の借り入れを通じてしか、住宅金融専門会社は資金調達の途を持つていなかつたわけであります。

ニズムを活用する方向で政策が誘導される、あるいはそうした環境をつくり上げることに成功していなれば、いわば市場をうまく活用しようといふ考え方で住専に対処していたならば、住専問題は恐らく違つた展開をとつたのではないかと思ひます。

あのとき、一九七〇年代の当初はともかく、その後八〇年代に入るあたりから、もう少し住宅金融のための資金調達がマーケットから直接行われるという制度の方向に動いていったならば、この住専問題は違つた展開と申しますのは、仮に経営がうまくいかないとなつたときに、マーケットからの影響力は、恐らくもつと直截なものであつて、某都市銀行が某住専をもうつぶそうとした一九九三年ころには、恐らくマーケットからの圧力を抗し切れず、早々と店じまいすることになったの

と、市場メカニズムを活用することの不十分さがあの問題となつて露呈したのではないかと、私は理解しております。

しかし市場メカニズムを本当に活用するということであれば、特別の目的をもつた専門金融機関を創設して、そこにノウハウを集中し、資金を集中すれば、特定の目的が実現されるという伝統的な専門金融機関制度の導入は、ある政策目的への資金の配分の誘導という観点からみれば、有効性が低いという認識に立つべきではなかつたかと思います。いわば専門金融機関制度と市場メカニズムの徹底とは、両立するのが難しいわけであります。

しかし、当時は、不十分な形で市場メカニズムを活用しようという考え方でしたから、ああいう住専といったものができました。その後の過程を考えてみましても、住専に関してもっと市場メカニズムを活用することの不十分さがあの問題となつて露呈したのではないかと、私は理解しております。

ではないだらうか。いわゆるマーケットからのガバナンスの力をうまく生かせば、ずんぐりと今日まで住専問題を延ばすことがだれにくかったのではないかと思ひます。

そういう点で、個人向けの住宅金融を充実せむるという目的、あるいはそれと照らし合せて住宅金融専門会社の制度が、果たしてマーケット・メカニズムと整合的なものだったかどうか、あるいは仮にそうしたものをつけたとしても、その後の展開において、マーケットから直接資金を調達する途をもつと開放すべきではなかつたか、そういう環境を整えることに大蔵省は熱心であるべきではなかつたのか、わいはな、仮に業容が悪化する過程において、マーケット・メカニズムをもつとまく生かしていたならば、もつと早目の対応が可能だったのではないか。いうふう点で、住専問題は、日本の金融においてマーケット・メカ

ニズムが不十分にしか活用されなかつた」との一つの証左ではないかと思われます。

あらう金融五法が成立いたしました。そいでは、これまで以上にマーケット・メカニズムを生かす部分は生かし、また行政が関与する部分は関与するという方向でのさまあまな新しい法律ができたと私は理解しています。ただ、そこにはいろんな法律が含まれていますので、全体像についての理解は人によって違うかと思いますが、私の理解する限りにおいては、新しい金融法の諸体系の核心は早期是正措置において導入したケースを、うおへ日本の場合ではめて、こうした早期是正措置がつくられたのだと理解されますが、本当にその点はどうなのかについて、一、二、三のメントをさせていただきたく思ひます。

余り細かな点にまで触れるのはできないわけですが、アメリカでは、一九九一年に、連邦預金保険公社に関する新しい法律によつて早期是正措置が導入されました。そりでは、プロンプト・コレクティブ・アクション・プロセス・コンソーシアム (Prompt Corrective Action Provisions) といふ名前がつけられておりますが、それは、どれぐらいために資本を充実していくかに応じて、FDIC のもとにある銀行、S&L 等の金融機関を五つのカテゴリーに分けます。五つのカテゴリーは、ウエル・キャピタルライズド (Well capitalized)、アデクエート・キャピタルライズド (Adequate-capitalized) が、最後はクリティカル・アンダーキャピタルライズド (Critically under-capitalized) となります。最後のハンクは、FDIC 資本がとても不十分だといふことです。ウエル・キャピタルライズドのタイプには行政の側で分かれます。

金融システムの活性化をもとめて

その分け方は、基本的には日本資本比率であります。もつて、B1 の規制に準じる形で、トータルドリーベル (Tier 1 や次以降のレバレッジ (Leverage) で五%以上である)、ウェル・キャピタルライズドになります。早期是正措置は、マンドトリー・プロセス (Mandatory Provisions) やドリーベル・ディスクレンシヨナリー・プロビジョン (Disciplinary Provisions) がありますが、ウェル・キャピタルライズドに属するものは対しては、何も書いてなく、もう少し自由は何でもやつてしまふところです。

しかし、だんだん経営の内容が悪化してきても、マハドトリー・プロセスへ、いわば強制的に適用しなければならないなどといふことが幾つかあるであります。そして金融当局がある種の判断を加えて、ドリースクレンシヨナリー・プロビジョンによる介入がなされると、この指令がまた幾つか対応

しています。細かなことはともかくとしまして、考え方には、まず一つは、銀行の経営の内容を、自己資本比率によることが適切であるかどうかは議論はあるでしょうけれども、ともかく数値でもつか悪い銀行を幾つかに分類するわけです。そして分類された状況に応じて、必ずやらなければいけないことが法律で決まっている。それがマンデトリ・プロビジョンです。さらにその上で、行政当局の判断に応じて、ある種の判断が加わるけれども、やらないことはならない指令的なことがつけ加わります。一言でいえば、アメリカで一九九一年に法律で制度化された新しい金融行政上の早期是正措置は、そういう行政の客観的なルール化という考え方で貫かれているわけであります。

このたびできた日本の金融関係諸法は、形の上では、ある程度までこれをまねてはいるわけです

まあ、「ストラクチャード・アーリー・インター ベンション・アヘン・ハブリジョン」(Structured early intervention and resolution)、略してSEIR(シーザー)といわれる」ともあります。重要な点は、ストラクチャード・要するに制度化すると云ふことです。早期の介入(アーリー・インターベンション)と問題解決処理(リゾリューション)に関して、ストラクチャードされた、制度化されたといったことが重要であるわけでありまして、こういう点で、必ずしも十分にストラクチャードされたものが、日本のきょう議会を通りました早期は正措置に代表される諸法にはないのではないかと思われます。

けれども、ここまでアメリカのように踏み込んだ形で、数値行政といいますか、客観的なルールに基づく行政を開拓しているわけではありません。早期は正措置の内容はまだ不明確でありますし、いまかんとどりえて、銀行を分類する。いい銀行か悪い銀行を幾つかに分類するわけです。そして分類された状況に応じて、必ずやらなければいけないことが法律で決まっている。それがマンデトリ・プロビジョンです。さらにその上で、行政当局に応じて、それぞれこういうことをしないければいけない、こうすることをしてはいけないという規制がきちんと区別されることが重要であるわけです。そういう点で、日本における早期は正措置に代表される、これから金融行政のあるべき姿が、新しい金融諸法の中には、必ずしも十分に反映されていないように私には思われるわけであります。

ちなみに先ほどのプロンプト・コレクティブ・アクション・プロビジョンズは、別の言葉でいい

変化を示さなければならないと思われます。それは、マーケットを生かす形で行政が展開されなければならないわけであります。証券行政も含めていろいろの金融行政が存在し、そのためには金融庁といった、金融を専門にする、これは必ずしも銀行といったではありません、金融資本市場に対して行政的な権限行使する役所を金融庁として、大蔵省あるいは財政当局から独立させるべきなのではないかと考えております。

大蔵省に権限が集中しているから、金融を財政から分離すべきであるという意見もあるようありますけれども、私自身は金融のために、金融行政は大蔵省から独立しなければならないと考えています。その点は、先週「論壇」に書かせていただきましたので、おもしろい関心がある向きは、お読みいただければと思います。

1 「金融庁構想」

これから日本の金融は、行政の面でも大きな

金融システムの活性化をもとめて

行政のOBの方々がおられるので非常にいいにいわけでありますけれども、大蔵省の証券局あるいは銀行局とおつき合いさせていただきまして、それぞれの方々は大変優秀だらうと思います。谷村さんがおられるのでそう申し上げてあるのでは決してありません(笑)。優秀だと思います。しかし、銀行局なり証券局なりに組織として専門的な能力が蓄積されているかというと、必ずしもそうではないと思います。重要な点は、これからは市場を対象に行政を開拓しなければいけないという点で、行政の側で市場に関するノウハウを蓄積し、それを後世に伝達していかなければならぬと思われるわけでありまして、そうした専門的なノウハウの蓄積なしには、これらの金融行政はうまくいかないし、金融資本市場の機能も不十分なものになってしまふのではないだろうか。そういう金融行政の有効性を維持するために、私はノ

ウハウが必要であり、その蓄積は独立な組織で行われた方が、よりうまくゆく、専門的な能力が育つと考えております。それが一つの理由です。もう一つの理由は、私がここで金融資本市場ということを申し上げていたのは、あるいは広い意味で証券市場といつてもいいわけですが、現在の証取法で規定されている有価証券に対する市場は、金融資本市場の一つのマーケットであり、部分市場であるわけで、この金融資本市場に関与するさまざまな活動は、今や非常に広い範囲にわたっているわけであります。

いいかえると、それを所管する行政省庁も大変広い。私が思いつくだけでも、通産省は、例えはリース業あるいはリース市場や、特定債権法で規定されているような商品ファンドも扱っています。農水省はいままでありません。労働省は財形貯蓄がござります。郵政省は郵貯、簡保その他、

厚生省は年金の問題に関与しています。建設省は不動産特定共同事業法という法律により、不動産の小口化を図っていますが、これもまた広い意味での金融市場であり、マーケットに関与する主体省庁は建設省である。それぞの市場が大きくなるボテンシャルを持っていると思います。いいかえるならば、銀行局や証券局や国際金融局が対象としている範囲では、今や日本の金融資本市場はカバーし切れなくなるほど大きくなっている。それをやはり統一的、総合的に所管する必要があるだろう。

それでは、通産省の商品ファンドを扱う所管部が、大蔵省の傘下にはせ参じるかというと、とてもそれは信じられません。そんなことはあり得ないと思います。しかし、必要な点は総合的、統一的な行政であります。そうするためにはそれぞれが金融庁という新しい組織に集まることが一番

自然なのではないだろうかと思います。「いや、ばらばらでもちゃんとうまく総合されているよ、統一的に行われているよ」という反論があるかもしれませんけれども、私はそれは信じられません。もしもそうだとするならば、現在の農協をめぐる諸問題のようなものは起こりにくかったのではないかだろうかと思います。全く起こらないとはいいません。業界の中には、競争的、対立的な動きが絶えずあるわけです。しかし、行政が幾つもに分かれているということは、そういう民間の業界の中での、あるいはそれぞれの業態間での競合をあらん点では助長してしまうと思われるわけです。

そういう二つの理由で、これから金融のことを考えると、私は金融庁という、あるいは大金融庁と私の仲間の植田君は「東洋経済」に書いていますけれども、少なくともそういう大きな権限、対象という点では、今まで以上に大きな金融庁と

いう行政組織を持つべきなのではないだらうかと思ひます。

しかし、重要な点は、金融庁をつくることでは

なくして、広い範囲の金融資本市場に対し有効な市場行政を開拓することでありまして、また別な組織形態の方がより有効性が高い、より統一的、総合的にできるということであれば、この議論は引っ込めていいと思いますけれども、少なくとも現在の大蔵省の中での金融行政というのは、今後の日本の金融を考えると、問題が多過ぎると思います。今申し上げたような一つの点に対して、今まででもうまくいくという点について、私はそうではないと思つてゐるということを申し上げたいと思います。

要するに、これまで二つのことを申し上げましたが、中心は、金融において競争的な市場機構を本当の意味で確立することであり、金融資本市場の競争的な状態によって金融がうまく機能するよう、金融行政は今後期待されることはあります。しかし、それだけで十分かというと、私は今の情勢を考え、動きを展望してみると、非常にぼつかないと思います。ご本尊の金融システム自体に、相当な改革の芽が必要ではないかと考えてゐるからであります。改革が必要な理由は幾つかあると思いますが、競争的な市場メカニズムの確立はもう二十年以上にわたつていわれてきてゐるわけであり、この点は改めて強調しても強調し過ぎることはないと思つています。

三、金融改革の背景

もう一つ重要なのは家計の金融資産運用成果の改善という点であります。日本はいろんな意味で大国であり、一時期は金融大国といわれましたが、この大国の意味の中で、長い目で見ても最後まで大国であり続けてほしいと思うのは、貯蓄大国という面であります。しかし、この膨大な貯蓄を実行している主体は家計であります、家計の貯蓄の成果は非常に冷遇されていると思います。しかも、時代を逐つて家計の金融資産運用のパフォーマンスは低下していいる。これを改善するような改革が必要ではないだらうか。

日本は全体として、成長期においては、実物資産の収益率は非常に高かつたわけですから、結果的にそれを反映して金融資産の収益率もある程度高水準でしたが、だんだん経済が、成熟化してきました、当然実物資産の収益率も鈍化し、そういうものを反映して、家計の金融資産の収益率が低

下することは理解できますし、また、何とか海外へ新しい投資先を求めて資産が運用され、そういう点で家計の金融資産の国内でのパフォーマンスの低下をカバーするということが考えられます。

しかし、日本の現状はそれだけではないと思います。それは、金融機関の運用する資産収益率の動きを見てみると、これまた全体の動きを反映して低下していますけれども、依然として家計と比べてみると高い水準にあるわけです。いいかえれば、金融部門が全体として競争的に新しい商品を開発して家計に提供し、その成果が家計部門の高いパフォーマンスとして実現するような構造がそこで断ち切られてゐるわけであります。

しかし、それでは気がついてみたら貯蓄をするインセンティブが非常に低下してしまって、もう貯蓄をするよりも、消費をする方がいいとなつてしまつては大変だ。問題は、そこからでは遅過ぎ

ると思われます。今のうちから、家計に蓄積された一二〇〇兆円弱の金融資産のパフォーマンスの改善という方向に、金融としても少し目を向かなければならぬと思います。

そして、三番目の課題が、競争的な市場メカニズムの確立を実現しながら、ここで過去のウミを全部なくすことでありまして、銀行の不良資産の処理を図らなければいけない。

こういう三つの大きな課題に対して、住専国会なり、あるいはそこで議論された新しい金融諸法が正面から答えているかというと、私はそうではないといわざるを得ない。しかし、ここで正面からこういう問題に答えないと、今申し上げたような状況が実現しない。すなわち金融サービス業は、これからますます沈滞化していく。決済システムについては、これはマーケットのインフラストラクチャーと広く理解していただきてもいいで

億円とどこが違うのだろうか。ほとんど違ひがないと思います。直接的な形態であるのか、間接的な形態であるのかは別にしまして、究極的には国民の負担になっていくわけです。

しかし、現在の住宅金融専門会社の処理から見ると、直接的なものはできるだけ避けようということが窺えます。ですから、今度基金をつくって、高いレート・オブ・リターンで回すということがいわれているようですが、これは政治的に正しい選択であるのかもしれませんし、国民のために直接さらされない形で、何とか物事を解決するという政治的な意図から考へると、非常に上出来の答案であるのかもしれませんけれども、経済的な面から考へてみれば、私はいすれにせよ間接的な経路を経て、結局は国民が負担することであるのだと思います。

このままでいきますと、経済学的な意味での公

すし、また資金決済のマネーの世界だけをお考えになつてもどちらでもかまいませんが、ともかく不安定かつ非効率的なまま取り残されている。そして、公的資金はするすると投入されて、ごまかされながら相当たくさんの資金が投入されることになるのではないかと思います。

これまででも不良資産の処理といいますか、銀行破綻の解決のために、預金保険機構は、約一兆円の金額を投人しているわけであります。日本銀行も、相当な資金を低利で供給したりあるいは贈与を行つたりしている。我々は、これは国民の負担ではないようと考えているわけです。ジャーナリズムも余り騒ぎません。予算を通して、予算書に載りますと、六八〇〇億円プラス五〇億円で、世論がワッとなる。しかし、経済学者の観点からいえば、預金保険機構が提供するさまざまな贈与の資金は、国が国債を発行して供給する六八〇〇

の資金、国民の負担が今後ずるずると拡大していく気がついてみると、こんなにたくさんのお金を使つていたのかということになるのではないだろうか。そうなつてから、やれ、行政改革だ、何だかんだといつても、遅いのではないだろうか。

逆にいいますと、公的資金を投入するならば、長い目で見てそれが一番少くなるように、今時点で早くから公的資金を思い切つて目に見える形で投入すべきで、一挙に銀行の不良資産の処理をしなければならないのではないだろうか。

我々はこの点ではいい先例を持っているわけであります。最近気がつかれましたが、国鉄清算事業団の一八兆円ともいわれる負債は、まさにずるずるとしてきたことの結果である。この一八兆円と重なりますと大変ですから、ばらばらにごまかしながらといっていいと思いますが、結局は公的資金を投入することになつてしまつてはいけない

い。直接、間接の国民の負担を仰げる公的資金を一挙にかつ有効に銀行不良資産の処理のために活用すべきです。

最近の技術の成果を十分に生かす形で、安定かつ効率的な決済システムを確立する、市場のインフラストラクチャーをつくり出す方向で考えなければならぬし、いわんや金融サービス業は、生き生きとした成長産業として伸びていかなければならぬ。

四、「銀行」二分化の提唱

そのためには、今までのご本尊だった銀行が変わらなければならないと思うのです。それぞれの銀行は頑張っているところもあるのは認めます、しかし、全体としてのシステムが変わらなければいけないのではないか。この場合、私が銀行と申

し上げるのは、狭い意味での決済システムを提供しているものです。

郵便も含めて、銀行は一つの機能を国民经济に提供しているわけです。一つは決済サービス、いかえれば決済性の預金を提供している。その後には、全銀システムなり郵便貯金システムといった相当なインフラストラクチャーが情報処理システムとして存在している。こういう決済サービスを提供する仕組みは、それ自体として極めて公的的な存在でありまして、競争的なメカニズムといつても限界がある。どうしてもそこには一定の集団的な行為が必要になってしまいます。他方では、お金を預かって運用するという役割を果たしています。資産運用、資金供給をしているわけです。この二つの機能が一緒になったのが銀行です。

歴史的な理由、技術的な理由もあるでしょうが、この二つは切っても切り離せないと考えられ

ているわけです。しかし、本当にどうか。今の技術では決してそんなことはないと思います。

後でも触れます、例えば決済の仕組みはどんどんリアルタイムの決済に変わってきている。昔

の技術でありますと、決済をするのに、郵便を使つたりその他で何日もかかる。その間信用を供与しなければ、決済の機能はうまくいかない。そう

いう技術的な理由が中心で、決済業務と信用供与、貸出業務は不即不離の関係で一つにまとまっていたわけで、そこにシナジー効果、相乗的な効果が働いたと理解されます。しかし、現在は、決済がどんどんリアルタイムの方に近づき、それだけ便利であり、リスクも少ない。

そういう情勢を考えてみると、今や銀行が、決済の業務と、他人のお金を預かってそれを貸し出しに回す信用供与の業務とを両方兼営している必然性はない。しかし、法律は、両方兼営すること

とを「銀行」と呼んで、特権を与えていたわけです。そのことが、金融資本市場で資産を運用する、資金を供給する銀行に特別の地位を与えていくようと思われてなりません。

二つの業務を兼ねることが当然であると考えないで、二つの業務を別々の組織で行う新しい制度をつくりてみたらどうであろうか。つまり、銀行制度を図1のように二分化して、決済性の預金を扱う、受け入れる組織にのみ「銀行」という名前をつけることを許す。これは、決済システムのメンバーであるわけですから、倒産してもらつては困る。公共的な使命が経営の主たる目的であるわけで、その範囲の中で収益を上げる。大体銀行が倒産するのは運用に失敗した結果でありますから、安全な資産にしか投資をすることを許さない。

例えば現在のS銀行は、S純粹銀行を一つつくっている。同時に、残りの業務はすべてS資産運用機関

で行う。そこでは何をやってもいい。「何でもあり」の世界である。ただし、逆に保護は何もない。

ですから、お金を預ける人は、自己責任でお金を預けなければいけない。持ち株会社をつくってもいいでしょうし、さまざまな業務を開拓する。もちろん、決済性の預金を受け入れる以外の部分については、ユニバーサル化することも結構でしょう。投資信託を始め銀行以外の資産運用機関もたくさんあるわけですから、そういうところと基本的に市場の原理に従った運用競争を行う。こういう姿が、これから銀行システム、あるいは金融システムの柱の一つとして考えられるのではないかだろうか。

これは学者の空理空論かも知れませんが、ルーズベルトの時代に、シカゴの経済学者がニューディールの金融改革の一環として提唱したアイデアを借りているわけでありまして、その後その学者

えられるのではないだろうかと思います。

この程度の思い切った改革と同時に、国債を発行して不良資産を置きかえる。そして、専門処理機構のような小規模なものではなく、それこそ日本版RTCを設立し、国債を発行して、そのかわり入手した不良資産の処理に当たる。これくらいの大規模な制度改革を伴う銀行の不良資産処理であれば、国民の納得が得られるのではないかと思われます。

試算によりましても、何十兆というような数値にはならず、先ほど指摘いたしました三つの大きな問題の処理が可能だと思います。すなわち、競争的な市場メカニズムの確立、銀行の不良資産

金融システムの活性化をもとめて

銀行の中で生き残っていくためには、最近の技術

進歩を早く導入した方が勝ちだということになるわけで、効率的な決済システムを確立する方向に動くでしょう。また、国債の思い切った活用によって、銀行の不良資産の処理が一挙に進むことも可能になるのではないかと思うわけであります。

こういうアイデアは、すべてが一挙に実現することは難しいかもしれません。しかし、少なくともこうしたビジョン、考え方の基軸を置いてみることは必要ではないかと思われます。

五、証券市場再生の途

その中で一番の中核はやはり金融資本市場であります。金融資本市場の基盤整備が制度的にどういうふうに行われるかということについては、これから金融資本市場の柱として、既存の証券市

のお弟子さんたちはたくさんノーベル賞をもらったりしています。

いい忘れましたが、郵貯も、国営の純粹銀行として、そして国営の資産運用機関として、同じように「分化されなければいけません。純粹銀行の面では、同じように資産運用の制約を受ける。また、郵貯は国営であるということを考えるならば、資産運用機関の面でも「何でもあり」という世界に飛び込んでしまうのは困るわけで、国営であるがゆえに、資産運用面である種の制限を加えなければいけないでしょう。

そういうふうに郵貯も変わってくるということになりますと、今の財投のメカニズムも変わります。

財政投融資の原資として使われる資金運用部が発行する預託証書はオープン化されなければならぬでしょう。こういう形で、公的金融システムにもマーケットの波が押し寄せるという姿が考

場が存在するわけです。証券市場は、これから拡大を見通した市場基盤の見直しにこれから専念していかなければならないと思われます。

株式市場、債券市場、先物市場、そして証券化商品市場等、幾つか伝統的な市場が存在するわけですが、株式市場については何が課題かといえば取引システムであり、取引所システムと店頭取引システムとの間の相互補完的な関係をどのように確立していくかということではないかと思います。

店頭特別銘柄制度が設立されまして、近々具体的な例が出てくるのではないかと期待されるわけですが、恐らくあの制度ができたためでしよう、幾つかの取引所における新二部市場の創設案なり見直しが進みました。これはまさに補完的な関係があるからこそ、相互に競争を意識しているのではないかと思います。ただ競合するのではなく、相互に補完的な関係を認めつつも、その枠組みの

また、取引所システムに限っていうならば、現在の取引所システムが唯一無二のものかどうかということも見直しておく必要があるでしょう。

例えば資産運用を業とする機関投資家が、今まで以上に大きな役割を担わなければいけなくなってくる。そう展望してみると、現在のような取引システムでそうした機関化現象を正面から受け止められるかどうか、考えてみなければならないのではないかと思います。

債券市場については、先ほどちょっととご紹介を頂きましたが、流通システムの面で社債受渡決済制度の改革が実現しました。そのときの説明のために使った資料が図2ですが、現在の制度では、どうしても決済リスクが大きく、かつ決済にかかる事務負担やコストが無視できない。

そこで、決済リスクを解消し、できるだけコストを低くするシステムができるないかということ

中での積極的な競合、競争の体制をとることが必要ではないかというわけです。

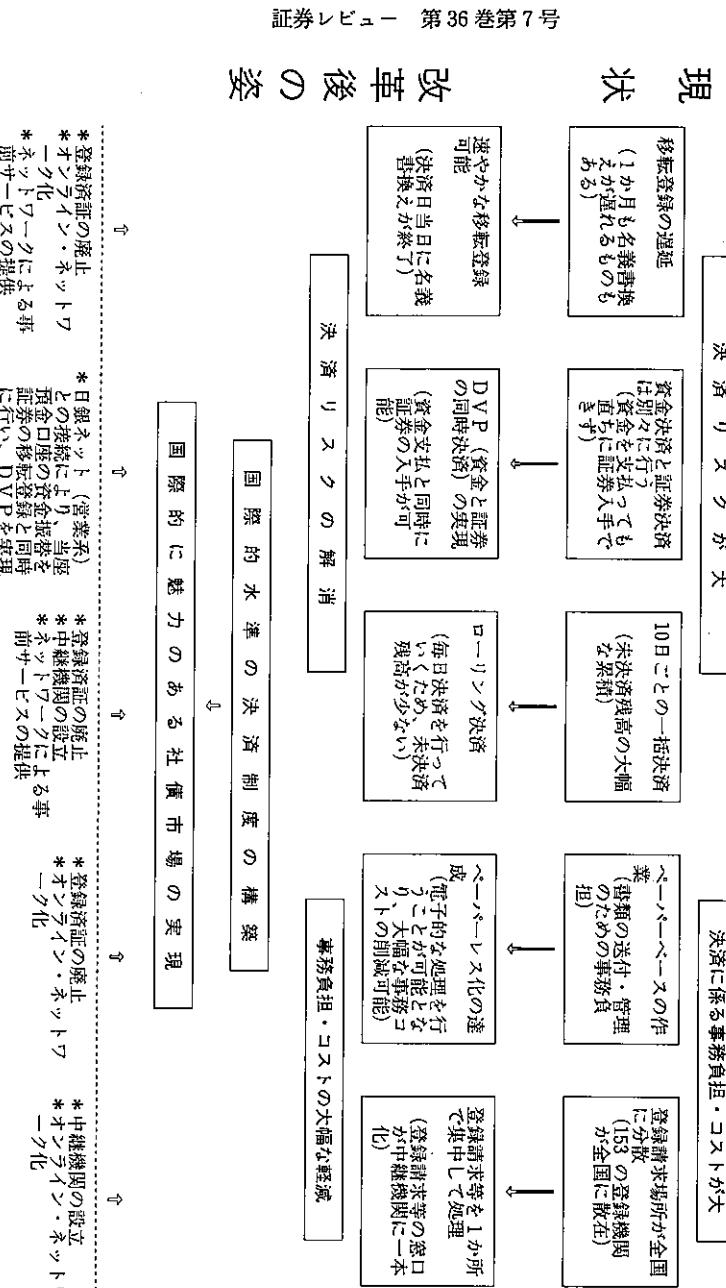
考えてみると、各種の取引システムの間がどういう関係であるべきかということに関する議論の整理は不十分だと思われます。出世市場といいますか、二部から一部になると、皆さん「おめでとう」というのですが、私はよくわからないわけです。縦の関係はあるのかかもしれません。しかし、縦の関係よりも重要な点は横の関係で、二部市場と一部市場、あるいは二部市場と新二部市場、新二部市場と店頭市場の間が、それぞれ輪のようない形で相互に競合する。そして、全体とすれば一つにまとまって株式取引システムとして機能する。こういう整理の仕方が必要ではないか。そういう点で、株式についての取引システムをもう一度見直して、全体としての株式市場の活性化を図る必要があるのでないかと思います。

すが、決済日当日に名義書きかえが終了するような速やかな移転登録は可能でありますし、資金と証券の同時決済（DVP、デリバリー・ヴァーサス・ペイメント）を実現する、また、毎日決済を繰り返し行っているいわゆるローリング決済を導入する、こういうことが可能であれば、決済リスクは解消していくでしょう。

また、事務負担を小さくするためには、ペーパーレス化の推進をやらなければなりません。確かにオリジナルのペーパーをなくすという点では、登録制度は昭和一七年にできた制度にしては大変画期的ですが、そのかわりに登録済証の流通を導入してしまったわけですから、ペーパーレス化にはなっていないわけで、登録済証を廃止するといったようなことも含めて、ペーパーレス化の達成が期待されるわけです。

現在は百五十余りの機関に分散して登録され、

社債受渡し・決済制度の現状と改革後の姿



金融システムの活性化をもとめて

まだ手手續処理がおこなわなければ、ドボルだけ一ヵ所で集中して処理することが望ましい。

新しい制度としては、現在細かな内容が詰められていくわけでありながら、登録証制度を廃止し、取引をする当事者と登録者を結ぶオンラインのネットワークを構築する。そして、その範囲の中継機関を設立し、そのネットワーク全体の運営管理に当たる法人とする。そして、このネットワークの中で、例えば券面の並びかえどこった必要な手手續処理を実施する。同時に、この中継機関は、日本銀行とオンラインで結ぶことにより、資金決済も可能になる。いづれも中継機関の設立を中心とする新しく社債受渡決済制度ができるだけ早く設立されたいことが望ましいという提唱をいたしました。それが実現されることが期待されるわけである。

社債の受渡決済制度のファンクションから見ると

日本は今まだおひまね紙やビシがついていた。ヨーロッパや米国、あるいは英國で今考えられるが、メンバーニーにねじて劣る制度を持っていたわけですが、これが改革されるに至り、相場に乱れがつぶ。これがグローバルなスタンダードに近づく面が多くなっているわけでもあります。

しかし、ただ単にそれが社債だけではなく、さまざまな債券にまで活用される。場合によっては、将来、ある種の証券についての受渡決済の範圍になるとこいつであれば、非常に画期的なものと評価されることが期待されるわけでもあります。

債券市場については、現在の国債を中心の流通市場から、広く一般に債券全般の流通市場が達成されよう。制度的な仕組みを何とかして確立する

ことが必要だと思います。

さらに、先物・オプション取引については、最近、取引にかかる証拠金制度を変えてはどうかという提案を証取審としていたしました。現在は特に追い証制度が注目されるわけですが、先日のベアリングスの事件等の反省から、会員と顧客の間の委託証拠金について値洗いの制度を導入することを一つの論点とした新しい証拠金制度を導入する答申をつい先日まとめたわけあります。

これは一つのきっかけでありますけれども、商法の部分的な改正ということで、トレーディング部門への時価会計の導入もされるわけでありますし、細かなことかもしませんが、リスク管理のシステムも着々と改善が進んでいるわけあります。

さらにまた最近は、証券化商品につきまして、不良資産処理との絡みでまた関心が集まっています。

これまでの日本債権の流動化、あるいは不動産の証券化に関する関心が集まりつつある。つい先月の末に発表された日本銀行のいわゆる「金融白書」においても、この点が最後に指摘されて強調されています。障害はたくさんありますけれども、また新たに証券化の問題が注目を浴びているのも特記すべきではないだろうか。

六、二十一世紀に向けたビジョン

づくり

これから日本の金融の柱となる金融資本市場、さらにその大黒柱となるべく、証券市場の改革は、少しずつですが、しかし着実に進んでいると私は判断していますが、そういう点では非常に時代は変わったと思います。

追い証制度はお客様からの一方通行ですから、過

剰な証拠金をいただいているような場合には、実はその部分は、会員である証券会社のある種の期待されざる利益になつてくる。値洗いの制度になると、その分はちゃんとお返しをすることになるわけで、既得権益からいえば、当然証券会社は追い証制度にこだわってもよかつたと思ひます。しかし、この答申をまとめる段階においては、ほとんどそうしたこだわりはなかった。既得権益にしがみつく意見はなかつたと私は理解しています。

あるいは、社債受渡決済制度の改善についても、テクニカルな問題を多分に含むけれども、十年越しの銀証問題だといわれてきましたが、結局非常にスムーズに物事が運びました。

それは、一つは、目に見えぬ無言の国際的なプレッシャーがあり、またグローバルスタンダードへの認識が深まつたということもあるでしょう。技術的な進歩に関する理解も深まつたということ

もあるかと思います。しかし、基本的には、業態のいかんにかかわらず、これからはいいマーケットをつくっていかなければいけない。人々が安い費用で効率よく使えるマーケットを日本の金融の中に広く浸透させなければいけないという時代の流れに沿うる考え方を人々が共有することができるようになつたからではないかと、私は楽観的に考えております。

その流れに乗つて、これから日本の証券市場を考えるビジョンづくりが必要になることはいうまでもないことであります。個々の分野において、そうした流れを支える具体的な改革がある程度進んできている。今後も一つ一つ進まなければならぬわけですが、それと同時に、証券市場の方を全体の観点でつかまえる必要がある。いわば二一世紀に目を向けて、ここでしつかりと証券市場を日本の金融資本市場、日本の金融システ

ムの大黒柱として確立する認識を持ち、具体的な施策を展開する必要があるのではないだろうか。証券取引審議会の中にできました総合部会の役割はそういうものだと私は理解していますし、大蔵省も、そういう観点で総合部会をつくったのではないかと思います。

総合部会を発足するに当たって証券取引審議会で配付された資料を見ますと、先ほど競争的な市場メカニズムの確立ということを申し上げましたが、まず金融の自由化・国際化の進展があり、グローバルスタンダード（国際的な基準）としてどうかという考え方が絶えず念頭に置かれるようになつた。国際的な市場間競争が昂進し、逆にそこから敗退すれば、空洞化という問題が生じるという認識も深まっているわけです。

また、日本の経済成長は新しい段階に来ていて、今や成熟社会ともいいくべきものになりつつあ

変化、さらに技術的な変化を受けて、証券市場、金融資本市場、特に証券市場は、全体の金融資本市場の大黒柱として、市場並びにそれを支える証券会社・市場仲介者、そして証券行政について、市場の効率化並びに機能の向上、新しいタイプの産業金融も含めて企業の資金調達の円滑化という伝統的な方向、さらには、投資家の運用ニーズ、いずれにもこたえるという観点から、そういう三つのファンクションをうまく整理し直して、それを支える制度の改革を含めて、二一世紀に向けた証券市場の確立をビジョンとして提起しなければならないのではないかと思っています。

これからこういうマーケットに変わっていくんです、変えるんですということではなくて、ある強制的に押しつけるということではなくて、ある種の指針として、今後のマーケットの展開、産業の発展に応じて必要になってくる。そういうもの

は、店頭特別銘柄の導入の背景にあった一つの認識であります。それが全体に広がらなければいけない。他方で、産業金融だけでなく、これも先ほど強調しましたが、家計を中心とした資産運用の効率、パフォーマンスを十分に上げていかなければならない。一方では、決済システムに代表されるような通信情報処理技術が非常に向上しており、その進んだ技術を活用しなければならない。そうでなければ、外側からそうした技術を引つさげた海外の金融サービス業にマーケットを蚕食されると、商品の品ぞろえも不十分な状況になってしまいます。これまた、競争という点で、グローバルな状況の中でポテンシャルを生かし切れないということでは困る。

日本の中での自由化・国際化、競争的な市場が大事だという考え方の浸透、社会全体のニーズの

を展望する中から、ビジョンと照らし合わせて、多くの皆様方がご関心を持っていますが、例えば手数料の問題はどうするか、あるいは免許制度をどうするか、投資信託商品を銀行の窓口で販売すべきかどうかというのも含めて、具体的なインシューが論議されなければならないのではないかどうか。

全体の総合的なビジョンなしに一つ一つの案件を議論する、どう処理したらいいか考えるということは、物差しなしに、この問題は大きいか小さいかをいうようなものでありまして、生産的ではない、政治的になりやすいと思います。しかも、日本の証券市場を取り巻く状況は、三年前とはさま変わりをしているわけでありまして、そういう点で、こうしたビジョンの形成の必要性はいや増していると思います。

そういう中で、国民経済の観点から見て、どう

いう新しい積極的な証券市場の役割を強化する方向が考えられるかということは、私なりにありますけれども、きょうはそれを申し上げる時間はなくなってしまったようあります。

ともかく、証券取引審議会の総合部会は、少なくとも私の理解では、今申し上げたような発想からつくれたものでありまして、利害調整のため、あるいは一つのフォーマットを業界に押しつけるため、証券行政は健在なりということを見せてつけるためにつくられたものではないということを申し上げたいと思います。

実は今週の金曜日から総合部会が始まります。しばらくは、アジェンダをどうつくっていくか、イシューを整理してどういうふうに議題を取り上げていくか、その取り上げ方についての論議がまず始まると思いますが、長野証券局長は、この総合部会をつくることを証券取引審議会に提案しま

したときに、「聖域やタブーを設けることなく、検討課題をあらかじめ設定することなく、議論をお願いしたい」といつておりました。僕としては珍しくメモをとっていますので（笑）、これに忠実に議事を進行させていきたいと思っているわけです。

どうもご清聴ありがとうございました。（拍手）
それでは、お時間が余り残っておりませんが、ぜひご質問なさりたいという方がございましたら、お受けしていただきたいと思います。ございましょうか。——よろしくうございますか。
小山理事長 それでは、時間になりましたので、これで本日の講演会を終わらせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

（本稿は、平成八年六月一八日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）